

(令和3年4月～令和6年3月)

久留米市短期集中型訪問事業

(生活機能訪問相談サービス) 参加資格審査申請要領

久留米市が実施する、久留米市短期集中型訪問事業（生活機能訪問相談サービス）に参加を希望する事業者は、次の要領により事業参加資格審査申請書を提出してください。

1. 申請者の資格

当該事業を円滑かつ適正に実施できる法人等で、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 久留米市内に所在する、医療機関、介護保険事業所、又は高齢者を対象に介護予防に資する健康の保持・増進を目的とした事業を営む事業所であること。
- (2) 公益社団法人福岡県理学療法士会等の職能団体に所属する理学療法士又は、福岡県作業療法協会等の職能団体に所属する作業療法士を当該訪問サービスに従事させることができる事業所であること。
- (3) 参加資格を満たしていると通知があった場合、速やかに業務委託契約を締結し、事業着手ができること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）、県税、市税に滞納がないこと。
- (6) 法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員でないこと。

2. 申請方法

(1) 申請書類

次の書類を揃えて提出すること。

また、各様式は、市長寿支援課ホームページより申請者においてダウンロードすること。

- ・久留米市短期集中型訪問事業（生活機能訪問相談サービス）参加資格審査申請書（第1号様式）
- ・予定従事者調書（第2号様式）
- ・実施希望圏域調書（第3号様式）
- ・役員等調書及び照会承諾書（第4号様式）
- ・予定従事者の職務に関する資格を証する書類（資格証の写し等）
- ・予定従事者の職能団体の所属を証する書類（会員証等）
- ・納税証明書

申請日以前、3カ月以内に発行された以下の証明書を提出すること。

【国税】国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）（「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない旨の納税証明書） ※所轄税務署で発行

【県税】福岡県税に未納がない証明（福岡県の県税及び地方法人特別税について、未納

の税額がない旨の納税証明書) ※県税事務所で発行

【市税】久留米市税に滞納がない証明 ※市役所本庁舎、総合支所、市民センターで発行

(2) 受付期間

令和3年3月22日(月)から令和5年12月28日(木)まで
8時30分から17時15分まで(ただし、土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)

(3) 受付場所

長寿支援課介護予防・生きがい支援チーム
(事前に連絡したうえで、申請書類持参もしくは、郵送)

(4) 留意事項

- ア 必要に応じて、申請者に対して説明を求めることがあります。
- イ 申請書類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。
- ウ 提出された申請書類は、返却しません。
- エ 申請を取り下げる場合は、取下書(任意の様式で差し支えありません。)を提出すること。

3. 事業参加資格有効期間

申請書類に基づき事業参加資格を満たしているかどうかを審査し、通知します。

事業参加資格有効期間は、令和3年4月1日(申請書類の提出が令和3年4月以降の場合は審査通知日から)～令和6年3月31日(3年間)までとなります。

4. 事業所台帳への登載

事業参加資格審査の結果、満たしていると判断した事業所より見積書を徴取し、委託契約を締結した事業所を事業所台帳へ登載(ホームページへ掲載)します。なお、委託契約は年度毎に行うこととします。

5. 申請の無効

申請者が次のいずれかに該当する場合は、当該申請を直ちに無効とします。

- (1) 上記1の申請者資格に該当しないと認められるとき。
- (2) 申請書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 申請に係り不正の行為が認められるとき。

6. 留意事項

- (1) 申請状況により、実施希望圏域追加をお願いすることがあります。
- (2) 事業の委託契約締結後であっても、本要領に定める申請者の資格を満たさなくなった場合、また、仕様書に基づく事業実施が行われていない場合は、事業所台帳から削除するとともに、委託契約を解除することがあります。
- (3) 訪問開始は、令和3年4月以降となります。
- (4) 事業参加資格有効期間中に予定従事者の追加があった場合は、久留米市短期集中型訪

問事業（生活機能訪問相談サービス）参加資格審査申請内容変更届出書（第5号様式）及び追加分の予定従事者調書（第2号様式）、予定従事者の職務に関する資格を証する書類（資格証等）の提出をお願いします。

- (5) 事業参加資格有効期間中に実施希望圏域の変更がある場合は、久留米市短期集中型訪問事業（生活機能訪問相談サービス）参加資格審査申請内容変更届出書（第5号様式）及び実施希望圏域調書（第3号様式）の提出をお願いします。

問合せ先

〒830-8520 久留米市城南町 15-3

久留米市健康福祉部長寿支援課

介護予防・生きがい支援チーム

電話：0942-30-9207 FAX：0942-36-6845

第1号様式

久留米市短期集中型訪問事業（生活機能訪問相談サービス）参加資格審査申請書

年 月 日

久留米市長 様

法人住所

法人名称

法人代表者

⑩

久留米市短期集中型訪問事業（生活機能訪問相談サービス）事業を実施する法人として、関係書類を添えて申請します。

なお、本事業参加資格審査申請要領の申請者の資格を満たす法人であり、参加資格申請書及び添付書類の内容についても、事実と相違ありません。

法人名： _____

予定従事者調書

(1) 予定従事者

フリガナ		
名前		
主な職歴等		
年 月～ 年 月	勤務先等	職務内容
職務に関する資格		
資格の種類	資格取得年月日	
理学療法士・作業療法士		
所属する職能団体名		
福岡県理学療法士会 ・ 福岡県作業療法協会 ・ その他 ()		

(2) 予定従事者

フリガナ		
名前		
主な職歴等		
年 月～ 年 月	勤務先等	職務内容
職務に関する資格		
資格の種類	資格取得年月日	
理学療法士・作業療法士		
所属する職能団体名		
福岡県理学療法士会 ・ 福岡県作業療法協会 ・ その他 ()		

実施希望圏域調書

実施希望圏域（希望する圏域に○をつけてください。）

圏域名称	対象校区	希望圏域 (○をつける)
中央圏域	西国分、東国分、日吉、篠山 南薫、荘島、京町、鳥飼、金丸、長門石	
東圏域	山川、山本、善導寺、大橋、草野 船越、水分、柴刈、川会、竹野、水縄、田主丸	
西圏域	荒木、大善寺、安武、西牟田、三潞、犬塚 城島、下田、青木、江上、浮島	
南圏域	上津、青峰、高良内、南、津福	
北圏域	北野、弓削、大城、金島 小森野、宮ノ陣、御井、合川	

※ 事業参加資格有効期間中における実施希望圏域の変更は可能です。

第4号様式

役員等調書及び照会承諾書

年 月 日

久留米市長様

法人住所
法人名称
法人代表者

印

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書第4条第1項に定める項目に該当するか否かに関し福岡県久留米警察署に照会することを承諾します。

役職名	フリ 氏	カナ 名	男性	女性	生年月日

【注意事項】

- 1 法人にあっては、登記事項証明書に搭載されている役員（代表者を含む。）の方全員について、記載してください。
- 2 この調書に記載されたすべての個人情報は、久留米市個人情報保護条例（平成3年4月1日条例第17号）の規定に基づいて取り扱うものとし、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書に基づいて実施する暴力団排除のための措置以外の目的には使用しません。久留米市がこれらの情報をもとに福岡県久留米警察署から取得した個人情報についても同様です。

第5号様式

久留米市短期集中型訪問事業（生活機能訪問相談サービス）
参加資格審査申請内容変更届出書

年 月 日

久留米市長 様

法人住所

法人名称

法人代表者

印

久留米市短期集中型訪問事業（生活機能訪問相談サービス）参加資格審査申請書の内容について下記のとおり変更しますので、関係書類を添えて届出いたします。

記

変更を行う内容（該当するものにはをお願いします。）

- 予定従事者の変更（予定従事者調書等を添付）
- 実施希望圏域の変更（実施希望圏域調書を添付）